



平成 25 年 1 月 30 日

各 位

会 社 名：日本オフィス・システム株式会社
代表者名：代表取締役社長 尾嶋 直哉
(コード番号：3790 JASDAQ)
問合せ先：専務取締役 和田 文代
電話番号：03-4321-5502

決算期変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成 25 年 1 月 30 日開催の取締役会において、平成 25 年 3 月 27 日開催予定の第 31 回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり、決算期の変更を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 決算期変更及び定款一部変更の理由

当社の事業年度は毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとしておりますが、親会社である兼松株式会社及び兼松エレクトロニクス株式会社との決算期の統一を行い、経営計画の策定や業績管理など事業運営の効率化を図るため、当社の事業年度を毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日に変更するものであります。

これに伴い、現行定款第 12 条（株主総会の招集）、第 13 条（定時株主総会の基準日）、第 40 条（事業年度）、第 42 条（剰余金の配当の基準日）につき所要の変更を行うものであります。また、事業年度の変更に伴う経過的な措置を定めるため附則をもうけるものであります。

2. 決算期変更の内容

現 在：毎年 12 月 31 日

変更案：毎年 3 月 31 日

(注) 事業年度の末日（決算期）の変更の経過期間となる今期第 32 期は、平成 25 年 1 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 15 か月決算となる予定であります。

3. 定款変更の内容

定款変更の内容につきましては、別紙のとおりであります。

4. 日 程

定款変更のための株主総会開催日：平成 25 年 3 月 27 日

定款変更の効力発生日：平成 25 年 3 月 27 日

5. 今後の見通し

第 32 期（平成 25 年 1 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日）の業績見通しにつきましては、本日開示の「平成 24 年 12 月期決算短信（連結）」に記載のとおりであります。

以上

(別 紙)

【定款変更の内容】

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会</p> <p>第12条 (株主総会の招集) 当社の定時株主総会は、毎年<u>3</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>第13条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12</u>月31日とする。</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第12条 (株主総会の招集) 当社の定時株主総会は、毎年<u>6</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>第13条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3</u>月31日とする。</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第21条 (取締役の任期) 1. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第21条 (取締役の任期) 1. (現行どおり) 2. (現行どおり)</p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第39条 (会計監査人の任期) 1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第39条 (会計監査人の任期) 1. (現行どおり) 2. (現行どおり)</p>
<p>第7章 計算</p> <p>第40条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年<u>1</u>月1日から<u>12</u>月31日までの1年とする。</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p>第42条 (剰余金の配当の基準日) 1. 当社の剰余金配当の基準日は、毎年<u>12</u>月31日とする。 2. 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>6</u>月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p>第7章 計算</p> <p>第40条 (事業年度) 当社の事業年度は、毎年<u>4</u>月1日から<u>翌年3</u>月31日までの1年とする。</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>第42条 (剰余金の配当の基準日) 1. 当社の剰余金配当の基準日は、毎年<u>3</u>月31日とする。 2. 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9</u>月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第1条</u></p> <p><u>第12条（株主総会の招集）の規定の変更は、平成25年7月1日からその効力を生じる。</u> <u>なお、本条は、効力発生日後にこれを削除する。</u></p> <p><u>第2条</u></p> <p><u>第13条（定時株主総会の基準日）及び第42条（剰余金の配当の基準日）第1項の規定の変更は、平成25年4月1日からその効力を生じる。</u> <u>なお、本条は、効力発生日後にこれを削除する。</u></p> <p><u>第3条</u></p> <p><u>第21条（取締役の任期）の規定にかかわらず、平成25年3月の定時株主総会で選任された取締役の任期は、平成26年3月31日に終了する第32期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>なお、本条は、第32期事業年度に関する定時株主総会の終結の時にこれを削除する。</u></p> <p><u>第4条</u></p> <p><u>第39条（会計監査人の任期）第1項の規定にかかわらず、平成25年3月の定時株主総会において再任されたものとされた会計監査人の任期は、平成26年3月31日に終了する第32期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>なお、本条は、第32期事業年度に関する定時株主総会の終結の時にこれを削除する。</u></p> <p><u>第5条</u></p> <p><u>第40条（事業年度）の規定にかかわらず、平成25年1月1日から始まる第32期事業年度は、翌年3月31日までの15か月間とする。</u> <u>なお、本条は、第32期事業年度経過後にこれを削除する。</u></p> <p><u>第6条</u></p> <p><u>第42条（剰余金の配当の基準日）第2項の規定の変更は、平成25年10月1日からその効力を生じる。</u> <u>なお、本条は、効力発生日後にこれを削除する。</u></p>